

PCB 廃棄物の早期処理に係る一斉広報について (処分期間が最短で残りわずか 150 日)



高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下、高濃度 PCB 廃棄物)について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下、JESCO)の全国 5 力所の処理施設ごとに計画的処理完了期限が定められていることを踏まえ、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)第 10 条において、保管事業者は高濃度 PCB 廃棄物の種類ごと及び保管の場所の属する区域ごとに政令で定める期間内に、高濃度 PCB 廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが義務付けられています。

特に中国・四国・九州・沖縄各県(JESCO 北九州事業所の事業対象地域)に保管されている変圧器、コンデンサー等については、平成 29 年度末までに JESCO に処分委託することが義務付けられており、本年 11 月 1 日(水)で処分期間の末日まで残り 150 日を迎えました。

そこで、環境省、経済産業省を中心とした関係省庁及び都道府県市の計 62 団体による SNS 等の広報ツールを活用した高濃度 PCB 廃棄物の一刻も早い処理の達成に向けた一斉広報が展開されました。なお、11 月 1 日(水)以降も適宜情報発信が予定されています。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 2017 年 10 月 31 日付 環境省報道発表資料

研究開発箇所 佐藤旭